

令和6年度 放課後児童クラブ運営負担金減免制度のご案内

1. 減免区分及び必要な書類

減免区分		減免に必要な書類
(1)生活保護受給世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②生活保護受給証明書（登録児童の分）＝市役所で発行されたもの
(2)前年度分の市民税非課税世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②令和5年度市民税非課税証明書（令和4年分所得）＝市役所で発行されたもの※1
(3)就学援助の認定を受けている世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②準要保護児童生徒の認定通知書（写）＝教育委員会で発行されたもの
(4)非婚のひとり親家庭であって寡婦控除のみなし適用により市民税非課税相当と認められる世帯	全額免除	①「放課後児童クラブ運営負担金減額・免除申請書」 ②戸籍抄本等（非婚であることがわかる書類）※2

※1 証明書申請の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、本人確認書類（運転免許証などの官公署が発行した写真付き身分証明書等）をお持ちください。

※2 発行を受ける前に、下記へご相談ください。

※3 提出いただいた書類は返却できませんので、コピーをお使いください。

2. 手続き

「放課後児童クラブ減額・免除申請書」を延長保育の申し込みと同時に、利用先のクラブへ提出してください。
延長保育の申し込み後に申請書を提出した場合は、申請の翌月から減免されることとなります
ので、負担金が発生します。

※ 就学援助を申請中の世帯について

就学援助の認定には一定の期間を要しますので、認定結果を待たずに暫定的に本減免を受けることができます。

例1) 新年度の4月から延長保育を利用する場合（申請時において就学援助が認定されていない場合）
→新年度の就学援助の認定結果は、早くても5月下旬の通知となるため、上記①「申請書」のみ受け付け、4月から暫定的に全額免除します。認定され次第、②「認定通知書」を提出してください。ただし、就学援助が認定されなかった場合、4月に遡つて正規の金額を負担いただきます。

例2) 年度途中において延長保育を利用する場合であって、これから就学援助を申請する場合
→就学援助の認定は申請月の翌月中旬頃に通知がなされるため、上記①「申請書」のみ受け付け、申請月から暫定的に全額免除します。認定され次第、②「認定通知書」を提出してください。ただし、就学援助が認定されなかった場合、申請月に遡つて正規の金額を負担いただきます。

3. 留意事項

- (1) 減免適用は当該年度限りです。前年度に減免適用となった方も再申請が必要となります。
- (2) 弟兄姉妹で利用する場合は、全員の名前を記載して申請してください。
- (3) 減額・免除を受けようとする期間は、令和7年3月までを限度とし利用を希望する期間を記載してください。
- (4) 減免に該当しなくなった場合は速やかに届け出てください。
- (5) 申請内容等が実態と異なっていることが判明した場合は、直ちに減免を取り消すとともに、正規の金額を負担いただきます。

(問い合わせ先)

〒068-0024 岩見沢市4条西3丁目1番地 あえーる岩見沢4階
岩見沢市教育委員会 子ども課 子育て支援係 TEL 0126-35-5133